

【子の所在特定等について（1）】

子が元いた国に残された親御さんから、「子どもが日本に連れて行かれたのは分かっているものの、どの都道府県市区町村にいるのかが分かりません。日本で裁判をする場合、訴状や申立書などを相手方に送付しなくてはならないと聞いていますが、このような場合でもハーグ条約にもとづく子の返還や面会交流の裁判をすることはできるのでしょうか？」といった質問を受けることがあります。

● 子の所在特定について

ハーグ条約室は、子どもの所在を特定しています。

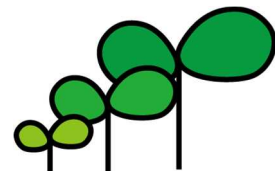
中央当局は、①ハーグ条約上、不法に連れ去られ、又は留置されている子の所在を特定するために全ての適当な措置をとることとされており、②ハーグ条約の実施に必要な国内手続等を定めた「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」（以下「実施法」といいます）上も、申請に係る子及び申請に係る子と同居している者の氏名又は住所もしくは居所を特定するために、関係機関（地方公共団体等）に対して情報の提供を求めることができるとされています。

● 子の住所・居所が知れない場合を管轄する裁判所について

実施法の下、子の住所・居所が知れない場合、事件は、東京家庭裁判所の管轄に属するものとされています。

したがって、上記質問のような場合、元いた国に残された親御さんは、**東京家庭裁判所**に申立てをして、裁判手続を進めることになります。

※ なお、申立てがなされると、裁判所は中央当局に対し、子及び子と同居している者の住所又は居所の確認を求め、中央当局は上記情報提供の求めによって得られた情報を裁判所に開示します。裁判所は、中央当局から開示された情報については、原則として開示しないこととしています。



ご質問等がありましたら、ハーグ条約室までご連絡ください。

【連絡先 メール：hagueconventionjapan@mofa.go.jp 電話：03-5501-8466】